

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

公園墓地条例等の改正について

公表日

令和6年(2024年)5月17日(金)

お問い合わせ先：建設部公園建設課

電話 046-822-9795（直通）

横 須 賀 市



「公園墓地条例等の改正について」

パブリック・コメント手続き（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和6年(2024年)4月10日(水)から令和6年(2024年)5月1日(水)まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

- (1)意見の提出者数 1人
(2)意見の件数 5件

■意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	0人
郵送	1人
ファックス	0人
電子メール	0人
合計	1人

■意見の内訳

項目	件数
条例改正に伴い運用開始する制度に対する意見	4件
条例改正に伴い運用開始する施設に対する意見	1件
合計	5件

3 提出された意見の概要及び横須賀市の考え方

(1) 条例改正に伴い運用開始する制度に対する意見

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	施設規模による限界が来て終了するような制度ではなく、将来的に必要な場合に常に選択できるような永続的な制度運用を行ってほしい。	1	施設の永続的な運用を前提とした制度の仕組み作りに努めてまいります。
2	制度の永続性を担保するために、追加で合祀型合葬墓を設置する検討は行っているか。	1	運用開始後の状況や、今後の社会状況を見ながら検討を行っていきたいと考えております。
3	受入焼骨について、公園墓地に埋蔵した焼骨の他に、手元供養中の焼骨を所持している場合、手元供養中の焼骨は、公園墓地の墓所へ一度納骨してからでなければ受け入れてもらえないのか。	1	合祀型合葬墓は墓所整理を目的とした施設のため、手元供養中の焼骨は一度ご納骨いただく必要があります。
4	受入焼骨の生前柩として使用者1名分と記載があるが、最後に使用者として残る可能性が高い者が、障害や病、認知機能に不安がある場合、制度を活用できない可能性があるがどのように考えているか。	1	納骨手続き等は公園墓地使用者様が事前にご準備いただくことが基本となります。 今回のご意見を含む様々なご相談に備えて合祀型合葬墓の制度運用に関する各課への周知を行った上で、適切に対応していくよう努めてまいります。

(2) 条例改正に伴い運用開始する施設に対する意見

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	合祀型合葬墓は、広さ 67.5 m ² ということだが、より多くの焼骨を埋蔵するために、ロッカー方式や学校の下駄箱のような形の棚置きにするなどの方法があると思うが、どのように計画しているか。	1	できる限り多くの焼骨を埋蔵できる方法を検討いたします。